入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

□ 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全対策、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について、「基本診療料の施設基準等」の第四の基準に適合していること。

(適合する場合は、口に「レ」を記入すること。)

該当		今回の届出		届出区分	病棟数	病床数	入院	患者数	平均在院日数
に	入院基本料等	病棟数	病床数	E-73			届出時	1日平均	1961130
0		加州本政	州小双				畑山吋		
	₩ ৣ ৢ ৢ ৢ ৢ ৢ							入院患者数	
	総病床数								
	一般病棟入院基本料								
	一般病棟入院基本料								
	(月平均夜勤時間超過減算)								
	一般病棟入院基本料								
	(夜勤時間特別入院基本料)								
	一般病棟入院基本料								
	(特別入院基本料)								
	療養病棟入院基本料								
	療養病棟入院基本料								
	(特別入院基本料)								
	結核病棟入院基本料								
	結 核 病 棟 入 院 基 本 料								
	(月平均夜勤時間超過減算)								
	結 核 病 棟 入 院 基 本 料								
	(夜勤時間特別入院基本料)								
	結 核 病 棟 入 院 基 本 料								
	(特別入院基本料)								
	結 核 病 棟 入 院 基 本 料								
	(重症患者割合特別入院基本料)								
	精神病棟入院基本料								
	精神病棟入院基本料								
	(月平均夜勤時間超過減算)								
	精神病棟入院基本料								
	(夜勤時間特別入院基本料)								
	精神病棟入院基本料								
	(特別入院基本料)								
	特定機能病院入院基本料								
	一般病棟								
	結 核 病 棟								
	精神病棟								
	専門病院入院基本料								
	T I I II I								

障害者施設等入院基本	本料				
(月平均夜勤時間超)	過減算)				
救命救急入院料					
特定集中治療室管理制	4				
ハイケアユニット入り	完 医 療 管 理 料				
脳卒中ケアユニット入院医	療管理料				
小児特定集中治療室管	管理料				
新生児特定集中治療量	室管理料				
新生児特定集中治療量	室 重 症 児 対 応 体				
制強化管理料(再掲)					
総合周産期特定集中	母体・胎児				
治療室管理料	新生児				
新生児治療回復室入院	完 医 療 管 理 料				
地域包括医療病棟入門	完 料				
一類感染症患者入院	医療管理料				
特殊疾患入院医療管理	里料 (再掲)				
小児入院医療管理料	(5は再掲)				
回復期リハビリテーション	病 棟 入 院 料				
病棟入院料	入院医療管理料				
地域包括ケア病棟入	病棟入院料				
院 料	病棟入院料(注				
	9に係る届出)				
	入院医療管理料				
特殊疾患病棟入院料					
緩和ケア病棟入院料					
精神科救急急性期医療入院料					
精神科急性期治療病棟入院料					
精神科救急・合併症入院料					
児童・思春期精神科入院医療管理料					
精神療養病棟入院料					
認知症治療病棟入院料					
精神科地域包括ケア病棟入院料					
特定一般病棟入院料					
地域移行機能強化病棟入院料					
特定機能病院リハビリテー	ション病 棟 入 院 料				

 ※1日平均入院患者数の算出期間
 年月日

 ※平均在院日数の算出期間
 年月日日~

 年月日日

※1つの特定入院料について、複数の届出を行う場合には、全て別に記載すること。

[記載上の注意]

- 1 今回の届出に係る病棟に関しては左端の欄に〇を記入すること。
- 2 病棟数及び病床数については、「今回の届出」の欄にのみ記載すること。
- 3 「届出区分」の欄は、下表の例により記載すること。

入院基本料	区分等
一般病棟入院基本料	急 1 , 急 2 , 急 3 , 急 4 , 急 5 , 急 6 ,
	地 1 , 地 2 , 地 3
療養病棟入院基本料	1, 2
結核病棟入院基本料	7 対 1 , 10 対 1 , 13 対 1 , 15 対 1 , 18 対 1 , 20 対
	1
精神病棟入院基本料	10対1,13対1,15対1,18対1,20対1
特定機能病院入院基本料	
一般病棟	7 対 1, 10 対 1,
結 核 病 棟	7 対 1 , 10 対 1 , 13 対 1 , 15 対 1
精神病棟	7 対 1 , 10 対 1 , 13 対 1 , 15 対 1
専門病院入院基本料	7 対 1 , 10 対 1 , 13 対 1
障害者施設等入院基本料	7 対 1 , 10 対 1 , 13 対 1 , 15 対 1

4 特定入院料の区分は下表の例により記載すること。

救命救急入院料	1,	2 ,	3 ,	4		
特定集中治療室管理料	1,	2 ,	3 ,	4 ,	5,	6
ハイケアユニット入院医療管理料	1,	2				
新生児特定集中治療室管理料	1,	2				
小児入院医療管理料	1,	2 ,	3,	4 ,	5	
回復期リハビリテーション病棟入院料	1,	2 ,	3 ,	4 ,	5	
地域包括ケア病棟入院料						
地域包括ケア病棟入院料	1,	2 ,	3,	4		
地域包括ケア入院医療管理料	1,	2,	3,	4		
特殊疾患病棟入院料	1,	2				
緩和ケア病棟入院料	1,	2				
精神科救急急性期医療入院料	1,	2				
精神科急性期治療病棟入院料	1,	2				
認知症治療病棟入院料	1,	2				
特定一般病棟入院料	1,	2				

5 栄養管理体制に関する基準(常勤の管理栄養士が1名以上配置されていること)を満たさないが、非常勤の管理栄養士又は常勤の栄養士が1名以上配置されており、入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料の所定点数から1日につき 40 点減算される対象の保険医療機関である。

- 6 療養病棟入院基本料の届出を行う場合にあっては、各病棟の入院患者のうち「基本診療料の施設基準等」の「医療区分三の患者」と「医療区分二の患者」との合計の割合、 又は各病棟の入院患者のうち「基本診療料の施設基準等」の「医療区分一の患者」の割合が分かる資料として様式6の2を添付すること。
- 7 「1日平均入院患者数」は、直近1年間の数値を用いて、別添2の第2の4に基づき 算出すること。
- 8 「平均在院日数の算定期間」は、直近3か月間の数値を用いて、別添2の第2の3に 基づき算出すること。